

務	00	01	5年
(令和9年3月末日まで保存)			

留置第159号
令和4年3月17日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項について

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が令和4年4月1日から施行されることに伴い、特定少年の被疑者について、家庭裁判所において検察官送致の決定がされた後は、留置施設等における取扱いの分離に係る規定が適用されないなど、下記のとおり留置管理業務上の運用が変更となるので、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 変更の内容

(1) 取扱いの分離

少年法（以下「法」という。）第67条第2項において、法第49条第1項及び法第49条第3項による留置施設等における取扱いの分離の規定は、特定少年（18歳及び19歳の者）の被疑事件（法第20条第1項又は法第62条第1項による家庭裁判所から検察官に送致のあったものに限る。）の被疑者及び特定少年である被告人には適用されないことから、20歳以上の者との分離が不要となる。

また、法第67条第4項において、法第56条第1項に規定する懲役又は禁錮の執行に際しての分界の規定は、特定少年に適用されないことから、特に分界を設けた場所での刑の執行が不要となる。

(2) 合議体又は委員による調査

少年法の改正に伴い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第286条が改正され、更生保護法（平成19年法律第88号）第73条の4第3項及び第76条第3項が適用されることに伴い、少年院送致に付された特定少年の少年院仮退院者の留置又は釈放に係る判断のための合議体又は委員による調査について、合議体又は委員は留置業務管理者に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができるとされた。

2 留意点

- (1) 法第67条第2項の規定は、いわゆる「人単位」ではなく「事件単位」で適用されることから、検察官送致の決定がされていない被疑事件において特定少年を留置する場合は、当該特定少年が既に別の被疑事件で検察官送致の決定をされていたとしても適用されず、20歳以上の者と分離して留置する必要がある。

- (2) 特定少年の被留置者を20歳以上の者と同室に收容しようとする場合には、少年の健全な育成という観点から、可能な限り問題のある特性を有する20歳以上の者との收容を避けるなど配慮すること。

3 その他

改正法に係る官報（別添1）、少年法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（別添2）、衆議院法務委員会における附帯決議（別添3）及び参議院法務委員会における附帯決議（別添4）を添付する。

本件担当：留置管理課管理係